

(案)

府消委第 号

平成 年 月 日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正二

答 申 書

平成 26 年 10 月 31 日付け消食表第 265 号をもって諮問のあった、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について下記のとおり答申します。

記

内閣府令

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定により内閣府令で定める食品表示基準について、別添の諮問案のとおりとすることが適当である。

なお、食品の安全と消費者の商品の合理的選択の確保の観点から、構想されている新たな制度を万全のものとするため、消費者委員会としての問題意識を別紙にまとめ、付帯意見として付す。

新制度が、事業者が自己認証により当該食品に機能性があることを確認し消費者庁に届け出る制度であることに鑑み、届出内容が事実と異なる場合の対応方法や、消費者の安全性の担保が重要な課題となる。この点、届出がなされた場合には、当該食品に機能性があると事業者が結論づけた根拠も含め、販売開始の60日前には消費者庁に届け出された情報がインターネットで公開され、誰でも内容を確認できる制度であることや、行政が市場から製品を購入し、実際の製品に届出内容どおりの関与成分が正しく含まれているかを検査する体制を検討していること、また、万が一、事故が起こった場合に備え、届出事業者に消費者庁への事故情報の報告義務を課すこととなっている点など、評価できる点も多く、加えて、このような制度を設けることは、一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保につながるため、本委員会として、本制度の創設は基本的に望ましいものと判断した。

一方、制度の実現にあたっては、今後消費者庁が策定を予定している通知やガイドラインにおいて規定されるべき事項も多く、今回の審議において具体的に確認できていない。そこで本制度の策定にあたっては、以下の実現に留意しつつ検討されることを期待するものである。

なお、特保制度との関係・整序などの根本的な問題やいわゆる健康食品や特保を含めた広告の問題については、さらに消費者委員会として、引き続き検討を加える所存である

1. 施行通知やガイドラインの策定にあたっては、「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書」のうち食品表示基準に記載されていない事項が全て網羅され、消費者の安全が必ず確保されるよう、慎重に内容を検討されること。
2. 食品の性格上、安全性の徹底は極めて重要であり、安全性に問題がある場合は、早急に厳格な行政処分や罰則が科されるよう、所管省庁において定員・予算を含め十分な執行体制が構築されること。

(案)

3. 届出後、当該食品の機能性に十分な科学的根拠がないことが判明した場合には、食品表示法に基づく指導、命令を通じた回収が速やかに実施されるよう、所管省庁において定員・予算を含め、十分な執行体制が構築されること。
4. 機能性表示食品の新たな制度が実現することで、現在「いわゆる健康食品」として一括して取り扱われている製品群のなかから、科学的根拠に基づく機能性を表示した製品群が消費者に選択されることによって、科学的根拠のない製品群が市場から淘汰されることを強く期待したい。このためには、容器包装への表示のみならず、科学的根拠の無いイメージ広告等に対する景品表示法や健康増進法に基づく行政処分をより強化すべきであり、そのため、所管省庁において定員・予算を含め十分な執行体制が構築されること。
5. この制度をより堅固なものとするには、次の義務及び権限についての法的基盤について、機会をとらえてすみやかに補強・整備すべきである。①食品の機能性表示を行う事業者は、科学的根拠を証する情報を含む所定事項を消費者庁長官に届け出なければならないという、事業者の義務。②科学的根拠を証明せずに、又は消費者庁長官に対する届出をせずに食品の機能性表示を行う事業者に対し、行政処分を行う権限。